

6 月 3 日 (第 1 号)

令和元年豊能町議会6月定例会議会議録目次

令和元年6月3日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3

（報告）

第7号報告	平成30年度豊能町一般会計予算繰越明許費 繰越計算書報告の件	3
第8号報告	平成30年度豊能町一般会計予算事故繰越し 繰越計算書報告の件	4

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第1号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	5
-------	------------------------------	---

（議案提案説明）

第26号議案	消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関 係条例の整備に関する条例制定の件	5
第27号議案	豊能町監査委員条例改正の件	6
第28号議案	豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正 の件	6
第29号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例改正の件	7
第30号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定める条例改正の件	8
第31号議案	豊能町介護保険条例改正の件	8

第 3 2 号議案	豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件……	9
第 3 3 号議案	町道路線の認定の件……	9
第 3 4 号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件……	1 0
第 3 5 号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定 補正予算の件……	1 1
散 会 の 宣 告	……	1 2

令和元年豊能町議会6月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和元年6月3日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

2番	田中 龍一	3番	中川 敦司
4番	寺脇 直子	5番	菅野英美子
6番	永谷 幸弘	7番	井川 佳子
8番	小寺 正人	9番	秋元美智子
10番	高尾 靖子	11番	西岡 義克
12番	川上 勲		

欠席議員 1名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	総務部長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教育次長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書記	立川 哲也
書記	田中 尚子		

議事日程

令和元年6月3日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第 7 号報告 平成30年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第 3 第 8 号報告 平成30年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第 4 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 第 26 号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第 6 第 27 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 日程第 7 第 28 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 日程第 8 第 29 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 9 第 30 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 10 第 31 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 日程第 11 第 32 号議案 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件
- 日程第 12 第 33 号議案 町道路線の認定の件
- 日程第 13 第 34 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 14 第 35 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年豊能町議会6月定例会議を開会いたします。

定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆様、おはようございます。

本日は、令和元年6月定例会の招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝で御参集賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の案件は、報告2件、人事1件、条例制定1件、条例改正6件、補正予算2件、その他1件、計13件でございます。慎重なる御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、元号が令和に変わり、新たな時代の幕あけとともに改めて豊能町の安心・安全なまちづくりに対して誓ったところでございます。4月は交通安全週間、そして5月は地域防犯運動で住民の皆様へ訴えてまいりましたが、本町においても空き巣が発生をいたしました。さらに全国では痛ましい事件が発生をしております。交通安全や防犯につきましてはみずからが注意をしなければなりませんけれども、特に高齢化・少子化によって地域コミュニティの希薄、そういうものが心配され、この地域コミュニティの重要さを痛感している次第でございます。豊能警察におきましてもパトロールカーでの巡回、また、学校周辺では青パトでの回数をふやす取り組みもしていただいております。また、特殊詐欺におきましても先週お知らせをしたとおり、薬の袋のところにも啓蒙など注意喚起をしていただ

いているところでございます。また、先週の30日からはごみ減量リサイクル推進週間が始まっております。私ども行政と住民の方々と一緒になって進めなければなりませんけれども、住民の皆様へのPRにしっかりと努めてまいりたいと存じます。

本日は貴重なお時間よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（永谷幸弘君）

先ほど町長の御挨拶の中で、6月定例会議の招集を町長が招集というふうにおっしゃいましたけれども、これは間違いで、議長が招集ということに訂正させていただきます。

それでは、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、6月定例会議の会議期間は、本日から6月13日までの11日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番・中川敦司議員及び4番・寺脇直子議員を指名いたします。

日程第2「第7号報告 平成30年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第7号報告、平成30年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の財務会計システム改元対応事業でございますが、3月定例会議において繰越明許費

の承認を得て繰り越したものでございます。

次の戸知山周辺整備事業は、2月会議において繰越明許費の承認を得たもので、次の法改正によるシステム改修事業及びその次の被災者生活再建支援事業は、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

項4・選挙費の大阪府議会議員一般選挙事業でありますが、選挙が年度をまたぐため、平成30年度当初予算において繰越明許費の承認を得ておりましたが、大阪府知事選挙の実施に伴い、平成31年3月11日付で専決により金額を補正した上で繰り越したものでございます。

同じく、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員一般選挙事業でありますが、先ほどと同様に、大阪府知事選挙が急遽実施されたため、平成31年3月11日付で専決により繰越明許費を補正した上で繰り越したものでございます。

項7・人件推進費のふれあい文化センター改修事業でありますが、12月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費の障害者自立支援法対応システム改修事業でありますが、3月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

次の豊寿荘冷暖房設備改修事業は、2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

次に、新ときわ台自転車駐車場整備事業でありますが、12月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

款6・農林水産業費、項1・農業費の豊能町農業経営構造対策事業及び次の農産物販売等拠点施設整備事業、また、3ページ

の款8・土木費、項5・都市計画費の公園・緑地整備事業及び款10・教育費、項1・教育総務費の小中一貫教育等推進事業でありますが、いずれも2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

次に、同じく3ページの第2期子ども・子育て支援事業計画策定事業、項2・小学校費の空調機器設置事業（小学校）、項4・幼稚園費の空調機器設置事業（ひかり幼稚園）、空調機器設置事業（ふたば園）でありますが、いずれも12月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

項5・社会教育費の図書館屋根復旧事業及び項6・保健体育費のシートス屋根復旧事業でありますが、2月会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

款13・災害復旧費、項1・農林水産施設災害復旧費の耕地災害復旧事業及び項2・公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業でありますが、12月定例会議において繰越明許費の承認を得て繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第8号報告 平成30年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件」の報告を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第8号報告、平成30年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

款10・教育費、項3・中学校費の中学

校施設整備事業でございますが、天候不順や年度末の工事集中などにより作業員の確保が困難となったため繰り越したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第4「第1号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

1号諮問、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明させていただきます。

人権擁護委員の任期満了に伴いまして、委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

本件は、令和元年12月31日をもって人権擁護委員の任期が満了するのに伴い、再度候補者として法務大臣に対し推薦するものでございます。

それでは、候補者の略歴を御説明させていただきます。

委員は富永賀子さん。住所は豊能町光風台6丁目10番地の11。生年月日は昭和27年3月30日でございます。

富永さんは、平成28年より人権擁護委員として人権擁護に幅広く御活躍いただいております。今後も人権擁護委員として適切に対処いただける方であると存じますので、引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

説明は以上でございます。議員の皆様のご意見を賜りたく、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本件は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第1号諮問は原案のとおり適任と認められました。

日程第5「第26号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第26号議案、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の7ページから11ページ、条例の概要説明資料及び新旧対照表をごらん願います。

本件は、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、手数料・使用料の額等について見直すものでございます。

以下、概要説明資料によって御説明申し上げますので、概要説明資料をごらん願います。なお、金額は申し上げますので、新旧対照表を御参照願います。

条例の概要でございますが、本議案では6件の条例の一部改正を行うものでございます。

まず1の豊能町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例は、一般廃棄物処理手数料の一部を改正するものでございます。

次に、2の豊能町立コミュニティセンター条例につきましては、高山コミュニティセンターの利用料金の上限の額を一部改正するものでございます。

3の豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例は、施設の使用料に加算する額の規定を改正するとともに、幼稚園・こども園の施設名称を改正するものでございます。

次に、4の豊能町立公民館条例、5の豊能町立文化ホール条例及び6の豊能町立総合体育施設条例につきましては、それぞれの施設の使用料及び利用料金の上限額を一部改正するものでございます。

また、4公民館条例及び5文化ホール条例につきましては、施設の使用実態に合わせて冷暖房期間に関する規定を削除いたします。

最後に附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行し、使用料及び利用料の支払日に合わせて、10月1日以降の支払いを行う際から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第27号議案 豊能町監査委員条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第27号議案、豊能町監査委員条例改正

の件について御説明申し上げます。

議案書の12ページ、13ページ並びに条例の概要説明資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、監査委員について町議会議員のうちから選出しないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

改正後の第2条として、町議会議員のうちから監査委員を選任しない旨の規定を追加するもので、その他規定を整備するものでございます。

また、附則第2項において、豊能町報酬及び費用弁償条例を改正し、別表中、監査委員の区分の「（識見を有する者）」を「（代表監査委員）」に改め、また「（議会議員）」、年額「160,000円」を、「（代表監査委員以外の監査委員）」、年額「210,000円」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第28号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第28号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページ、並びに条例の概要説明資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けについて所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第14条では、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができる規定の追加、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、現行年3%の利率を年1.5%に改め、また、保証人は違約金を含め、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する規定を追加するものでございます。第15条では、償還方法に、半年賦償還及び月賦償還を追加し、また、引用条項等を整理するものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行することと、経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第29号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

それでは第29号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書16ページから18ページ、及び概要説明書、新旧対照表をあわせてごらんください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及

び運営に関する基準の改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置等の延長等について所要の改正を行うものです。

新旧対照表では、第7条の第4項を加えています。内容は、連携施設につきまして、家庭的保育事業者等は、保育の提供の終了後、といいますのは、多くの事業者は2歳児までの保育ですので、その終了後、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合は連携施設を要しないとするものです。

この背景には、平成30年4月1日に、現在家庭的保育事業者のうち連携施設の要件を満たしていない事業者が約50%あることから、地方分権対応方針に基づき改正するものでございます。

次に、第7条第4項、第5項の改正について御説明しますと、先ほど第3項で連携施設を要しないと定めましたが、家庭的保育事業者等は利用人数が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方公共団体が運営支援を行っている認可外保育施設であって町長が認めるものを卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないとするものです。

次に第17条第2項第4号及び第38条第2号は文言整理でございます。

次に第46条第2項の追加につきましては、満3歳以上を受け入れている保育所型保育事業者については、連携施設の確保を不要とするものです。これは、自園で保育が可能であるために改正されるものでございます。

附則の3につきましては、食事の提供に関する経過措置としまして、これまで家庭的保育事業のうち家庭的保育者の居宅で保育を提供している事業者には食事の提供に関する経過措置期間がありました。今回

の改正により居宅以外、つまり家庭以外の場所、施設で保育を提供する家庭的保育事業者等についても自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

附則の4につきましては、連携施設に関する経過措置としまして、家庭的保育事業者等が連携施設、つまり保育所、幼稚園、認定こども園の確保をしないことができるとする経過措置をさらに5年延長して10年間にするものでございます。

最後に、国の基準の改正に伴い条例改正を行うものですが、現在、豊能町において当条例に該当する家庭的保育事業者等はございません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第30号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

それでは、第30号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページから20ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第11条第3項で放課後児童支援員の研修の実施主体については、大阪府知事、その他都道府県知事でしたが、さらに地方自治法第252条の19、第1項の指定都市の長を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第31号議案 豊能町介護保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

第31号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の21ページ及び概要資料をごらんください。

本案の提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の改正に伴い、本年10月に予定されております消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の保険料につきましてさらなる軽減強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表をごらんください。

第7条につきまして、第1項では、年号が令和に変更したことによります改正を、第2項では、この保険料軽減措置期間は令和元年度から第7期介護保険料の最終年度でございます令和2年度とし、保険料につきましては、所得段階第1段階の現行保険料から基準額の7.5%減額した2万4,35

5 円に改正し、第 3 項では所得段階第 2 段階の現行保険料から基準額の 12.5%減額した 3 万 7,344 円とする規定の追加を、第 4 項では所得段階第 3 段階の現行保険料から基準額の 2.5%減額した 4 万 7,086 円とする規定の追加をそれぞれ行うものがございます。

なお、附則といたしまして、施行日につきましては本年 7 月 1 日といたします。また、適用区分といたしまして、本条例第 7 条の規定は令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料につきましてはなお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第 11「第 32 号議案 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

おはようございます。

それでは、第 32 号議案、豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の 23 ページ及び議案概要書をごらんください。

豊能町土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、農地中間管理機構関連の土地改良事業に係る特別徴収金を徴収するため、所要の改正を行うものがございます。

それでは、本条例の概要につきまして御説明申し上げます。

議案書の 24 ページをごらんください。

改正の内容につきましては、条例の題名の分担金の次に「等」を加え、豊能町土地改良事業分担金等徴収条例と改めるものがございます。

第 1 条では、特別徴収金を徴収する旨を加えるものがございます。

第 3 条では、土地改良事業の次に括弧書きで「機構関連事業を除く」を加えることで、機構関連の圃場整備事業は分担金を徴収しないこととするものです。

第 5 条につきまして、1 号では、土地所有者が工事完了公告後 8 年を経過しない間に目的外用途に利用した場合、または農地中間管理権の解除を行った場合、2 号では機構からの借り入れ主が目的用途に利用した場合に特別徴収金を徴収する対象となる旨を規定したものでございます。

第 6 条では、特別徴収金を徴収する場合の額を定めたものでございます。

第 7 条から第 9 条は、分担金の次に「及び特別徴収金」を加えるものがございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものがございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第 12「第 33 号議案 町道路線の認定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは、第 33 号議案、町道路線の認定の件につきまして御説明させていただきます。

議案書の 26 ページをごらんください。

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり路線の認定を行うものがございます。

提案理由は、町道路線の認定を行うため、

道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要につきましては議案書の27ページに記載のとおり、認定路線は豊能町光風台4丁目と川西市大和東5丁目をつなぐ通路の認定を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第34号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第34号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらん願います。

令和元年度豊能町一般会計補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,325万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億883万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に第2条といたしまして債務負担行為の補正でございますが、4ページをお開き願います。

4ページの「第2表 債務負担行為補正」に記載のとおり、LGWAN府域ネットワーク整備事業を追加するものでございます。

それでは今回の補正の内容について歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目9・電子計算費の3. 住民情報化推進事業でございますが、幼児教育の無償化及び障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修を行うものでございます。

項6・監査委員費、目1・監査委員費の2. 監査事業の委員報酬でございますが、監査委員の報酬額の改定に伴うものでございます。

12ページをお開き願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費用及び低所得者への保険料軽減措置に係る費用を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

款7・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費の1. 人件費事業及び6. プレミアム付商品券事業でございますが、ともにプレミアム付商品券の発行に伴う費用を補正するものでございます。

13ページをごらん願います。

款10・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費の2. 小学校管理事業及び14ページの項3・中学校費、目1・学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、小中学校における留守番電話の導入に要する費用でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

8ページへお戻り願います。

款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金と、少し飛びまして9ページの款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金でございますが、いずれも歳出のところで御説明申し上げました低所得者への保険料軽減に係る

介護保険特別会計への繰り出しに対する国庫と府の負担金でございます。

8ページに戻っていただいて項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修費用に対して交付されるものでございます。

目5・商工費国庫補助金でございますが、これも歳出のところで御説明申し上げましたプレミアム付商品券事業に対して交付されるものでございます。

目7・教育費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました幼児教育の無償化に伴うシステム改修に係る費用に対して交付されるものでございます。

9ページをごらん願います。

府支出金は先ほど申し上げました。

次の款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正の財源調整として増額するものでございます。

10ページをお開き願います。

款21・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の49．プレミアム付商品券販売収入でございますが、プレミアム付商品券の販売収入を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第14「第35号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第35号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の

件について御説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出の予算の総額にそれぞれ158万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,384万6,000円とするものでございます。

それでは今回の補正内容について歳出より御説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

款1・総務費、項1・総務管理費の158万2,000円は、本年10月に予定されております消費税増税に伴う区分支給限度基準額及び処遇改善加算の見直しに伴うシステム改修費用でございます。

続きまして同ページの款2・保険給付費、項1・介護サービス費諸費、目1・居宅介護サービス給付費から17ページの款4・地域支援事業費、項4・その他諸費、目1・審査支払手数料は、低所得者の保険料軽減強化を行うことによる保険料の減額分と、この減額分を補うための一般会計繰入金金の増加に係る財源調整でございます。

それでは歳入の説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

7ページの款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料のマイナス824万3,000円は、第31号議案で申し上げました低所得者の保険料軽減強化を行うことによります保険料の影響額でございます。

続きましてその下の款6・繰入金、項1・一般会計繰入金、目4・その他一般会計繰入金金の158万8,000円につきましては、歳出にて申し上げましたシステム改修に係る経費を一般会計から繰り入れるも

のでございます。

また、その下の目5・低所得者保険料軽減繰入金の824万3,000円につきましては、先ほどの保険料の影響額を一般会計より繰り入れするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は、以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、6月4日午前9時30分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでございました。

散会 午前10時09分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第 7 号報告 平成 30 年度豊能町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 8 号報告 平成 30 年度豊能町一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 第 1 号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 26 号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 27 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 28 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 第 29 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 30 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 31 号議案 豊能町介護保険条例改正の件
- 第 32 号議案 豊能町土地改良事業分担金徴収条例改正の件
- 第 33 号議案 町道路線の認定の件
- 第 34 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 35 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番